

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合

誠

柿木町蒲生線	路線名
越谷市蒲生本町三六番三地从先から 同市蒲生本町三六番五地先まで	供用開始の区間
令和七年二月二十八日	供用開始の期日
令和六年九月三日付け埼玉 県越谷県土整備事務所長告 示第十七号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長二〇・〇〇メートル	備考